

秋田市告示第199号

母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第12条第1項の規定に基づき、医療給付を委託する機関を次のとおり変更したので、秋田市母子保健法施行細則（平成9年秋田市規則第32号）第4条第2項の規定により告示する。

令和8年5月14日

秋田市長 沼谷 純

医療機関の名称	地方独立行政法人市立秋田総合病院		
医療機関の所在地	秋田市川元松丘町4番30号		
変更事項	開設者氏名	変更前	理事長 伊藤 誠 司
		変更後	理事長 安藤 秀 明
変更年月日	令和8年4月1日		